

埼玉県立大学保健医療福祉科学学会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、埼玉県立大学保健医療福祉科学学会(The SPU Academy of Human Care Science)と称す。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会の事務局を、埼玉県立大学(〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮820番地)に置く。

第二章 目的

(目的)

第3条 本会は、保健医療福祉科学の発展と会員相互の学術的・学際的研鑽を図ることを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌の発行
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第三章 会員

(会員の種別)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し入会した個人
- (2) 準会員 この会の目的に賛同し入会した大学院生を除く学生
- (3) 賛助会員 この会の事業を援助する個人又は法人
- (4) 名誉会員 保健医療福祉の進歩又はこの会の発展に特に功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者

(入会)

第5条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となることができる。

(会費)

第6条 この会の会費は、別に定める。

2. 名誉会員は会費を納めることを要しない。
3. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第7条 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。

2. 退会しようとする者は、退会する年度までの会費を完納しなければならない。

3. 次の各号の一つに該当する会員は退会した者とみなす。

- (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2) 特別の理由なく、3年以上会費を納入しないとき

(再入会)

第8条 退会者が学会への再入会を希望する場合は、第5条に定める手続きに従って理事会の承認を得た上、退会手続きがとられた際の未納会費の全額を納入しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事会が除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に違反する行為があったとき
- (2) この会の会員としての義務に違反したとき

第四章 役員・評議員および学術集会会長

(役員)

第10条 本会に次の役員をおき、その任期は2年とし再任を妨げない。但し、引き続き6年を超えて在任することはできない。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 10名程度(理事長 副理事長を含む)
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、理事の互選により選出し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
- (2) 副理事長は、理事の中から理事長が指名し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
- (3) 理事は、評議員会で評議員の中から選出し、総会の承認を得る。
- (4) 監事は、会員の中から理事会が指名し、総会の承認を得る。
- (5) 前号に定めるほか、理事を準会員の中から選出し、総会の承認を得る。

(理事、監事の職務)

第12条 役員は次の職務を行う。

- (1) 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- (4) 監事は、本会の事業および会計を監査する。

(役員報酬)

第13条 役員は無報酬とする。本会のために要した費用は支弁することができる。

(評議員)

第14条 本会に、評議員を置く。評議員の定数は30名以内とし、正会員の中から選出し、総会の承認を得る。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、2年とし再任を妨げない。但し、引き続き6年を超えて在任することとはできない。

(評議員会)

第16条 評議員は、評議員会を組織し、この会則に定める事項のほかに理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議する。

(学術集会会長)

第17条 学術集会会長を置く。

第18条 学術集会会長は、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

第19条 学術集会会長の任期は、1年とし再任を認めない。

第20条 学術集会会長は、学術集会を主宰する。

第五章 会議

(会の構成)

第21条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 総会

(理事会の招集、定足数、審議事項など)

第22条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2. 理事会は、毎年1回以上開催する。但し、理事の3分の1以上から請求があったときは、理事長は、臨時に理事会を開催しなければならない。

3. 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立とする。

4. 理事会は、この会則に定める事項のほか次の事項を審議する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

5. 理事会における議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の招集、定足数など)

第23条

1. 評議員会は、理事長が招集しその議長となる。

2. 評議員会は、毎年1回開催する。但し、評議員の3分の1以上から請求があったとき及び理事会が必要と認めたとき、理事長は、臨時に評議員会を開催しなければならない。

3. 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立とする。
4. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の招集、定足数)

第24条

1. 総会は、理事長が召集し、学術集会会長が議長となる。
2. 総会は、毎年1回開催する。但し、会員の5分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたとき、理事長は、臨時に総会を開催しなければならない。
3. 総会は、会員の10分の1以上の出席または委任状をもって成立とする。

(総会の議決事項)

第25条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

(総会の議決)

第26条 総会における議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第六章 学術集会

(学術集会)

第27条 学術集会は、毎年1回開催する。

(学術集会会長の職務)

第28条 学術集会会長は、学術集会の運営および演題の選定について審議するため、学術集会企画委員を委嘱し、委員会を組織する。

第七章 会誌等

第29条 本会は、会誌等の発行を行うため編集委員会を置く。

第八章 会計

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第31条 本会が寄付金等を受ける場合については、別に定める規程に従う。

第九章 会則の変更

第32条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

2. 前項の承認は、第26条の規定にかかわらず出席者の3分2以上の賛成を必要とする。

第十章 雑則

第33条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

補 則

本会則の規定に関わらず、当分の間、評議員会は設置しない。各条項の評議員会の事項については会則から省くこととする。

附 則

この会則は、平成22年 3月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年11月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年 10月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4年 8月 1日から施行する。